

大和市都市公園条例の一部を改正する条例

大和市都市公園条例(昭和45年大和市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項第1号ウ(ア)ただし書中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)」を「休日」に改め、同号中ウをオとし、イをエとし、アの次に次のように加える。

イ ゆとりの森テニスコート及びゆとりの森中規模多目的スポーツ広場 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ ゆとりの森バーベキュー広場

(ア) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(イ) 1月4日から2月末日まで及び12月1日から同月28日までの月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

(ウ) 3月1日から11月30日までの月曜日。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その休日の直後の休日でない日

第38条第1項第2号カ中「ゆとりの森仲良しプラザ」を「ゆとりの森テニスコート及びゆとりの森仲良しプラザ」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ ゆとりの森バーベキュー広場

(ア) 1月4日から6月30日まで及び10月1日から12月28日まで 午前9時から午後4時まで

(イ) 7月1日から9月30日まで 午前9時から午後5時まで

別表第1引地川公園ゆとりの森、ゆとりの森芝生グラウンドの項の次に次のように加える。

ゆとりの森テニスコート
ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場
ゆとりの森バーベキュー広場

別表第3 ゆとりの森芝生グラウンドの項の次に次のように加える。

ゆとりの森テニスコート	1面		1時間につき	500円
	照明設備	1面	1時間につき	400円

ゆとりの森中規模 多目的スポーツ広 場	専用利用	1面	1時間につき	2,000円	
	個人利用		1回につき	大人	200円
				小人 (中学生以下)	100円
				未就学児	無料
ゆとりの森バーベ キュー広場	バーベキュー ーサイト	1サイト	1日につき	1,500円	
	バーベキュー ーサイト (屋根付)	1サイト	1日につき	2,000円	

別表第3備考第3項中「財団法人日本野球連盟（平成2年6月28日に財団法人日本野球連盟という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本野球連盟」に改め、同表備考第9項中「慈緑庵」の次に「、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場（個人利用に限る。）、ゆとりの森バーベキュー広場」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第3備考第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の大和市都市公園条例（以下この項において「新条例」という。）別表第3の規定に基づく利用料金の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。